

埼玉だより

職場内で掲示・回覧をお願いします。

保険証のご提示で!



お得な
サービスが
受けられます

お知らせ

令和5年度 健康保険料率は引き上げとなります

健康保険料率 9.71%

令和5年3月分
(4月納付分)から

9.82%

介護保険料率 1.64%

令和5年3月分
(4月納付分)から

1.82%

※令和5年3月分の保険料(4月納付分)から変更となります。

※賞与については、支給日が令和5年3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は令和5年4月分(4月納付分)から変更となります。

保険料額表の
ダウンロードは
こちら▶



あなたとあしたへつづく、健康を。

けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一步先へ!協会けんぽの「健康づくり」事業



令和5年
4月
スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診

対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前

最高
7,169円

軽減後

最高

5,282円



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

付加健診

軽減前

最高
4,802円

軽減後

最高
2,689円

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳・50歳に加え、45歳・55歳・60歳・65歳・70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

皆様の取組で
健康保険料率が
変わる!

インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報酬金)を付与し、「健康保険料率」に反映させる制度です。

5つの評価指標の実績を各都道府県支部ごとにランク付けし、47支部のうち上位の支部は保険料率が引き下げられます。

※制度の財源として、全支部の保険料率の中に0.01%盛り込んで計算しております。

令和3年度 5つの評価指標ごとの埼玉支部の順位

1	特定健診等の実施率	38位
2	特定保健指導実施率	34位
3	特定保健指導対象者減少率	33位
4	要治療者医療機関受診率	33位
5	ジェネリック医薬品使用割合	29位

埼玉支部の総合順位 **41**位/47支部

※令和3年度の評価実績は、令和5年度保険料率に反映されます。

加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ◆協会けんぽの健診を活用しましょう。
- ◆健診の結果から、生活改善が必要と判断された方は、協会けんぽの特定保健指導を利用しましょう。
- ◆日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。
- ◆健診結果で、「要治療」の判定を受けた方は医療機関へ受診しましょう。
- ◆お薬は、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

医療費が高額になりそうなときは…

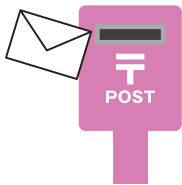
限度額適用認定証 をご利用ください!

お手続きの流れ

1 申請書の記入

「限度額適用認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、埼玉支部へご郵送ください。

※埼玉支部窓口での交付サービスは終了しております。



申請書の
ダウンロードは
こちら▼



2 限度額適用認定証の交付

申請書にご記入いただいた住所へ限度額適用認定証を送付いたします。

《到着までの目安》

申込書を受付してから
お手元に到着するまで
おおむね7日間程度
要します

3 医療機関へ提示

医療機関の窓口へ「保険証」と「限度額適用認定証」を提示してください。



注意事項



住民税が非課税の方

被保険者の方が住民税非課税の場合には、「限度額適用・標準負担額申請書」をご郵送ください。また、マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合は、非課税証明書を添付してください。



70歳以上の方

70歳以上の方の場合、発行の対象となるのは以下の場合のみです。
・被保険者の標準報酬月額が28万円以上83万円未満
・被保険者の標準報酬月額が26万円以下の方のうち、被保険者の住民税が非課税



※認定証の有効期限が切れてしまった方

限度額適用認定証の有効期限は、最長で1年間です。引き続き必要となる場合は、改めて申請書の提出が必要となります。その際は、申請書にあわせて、有効期限の切れた限度額適用認定証をご返却ください。

制度について
詳しくはこちら



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話(代表) **048-658-5919**